


## 動産総合保険でお支払いする保険金一覧表

お支払する保険金	お支払いする場合	お支払いする保険金の額
損害保険金	火災、落雷、破裂・爆発、盗難、破損、輸送中の事故、取扱い上の事故など、すべての偶然な事故により、保険の目的（保険の対象とする物）について損害が生じた場合	$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額（ご契約金額）}}{\text{保険価額（時価）}} = \text{損害保険金}$ 損害額（免責金額のある場合は損害額から免責金額を控除した額）を保険金額（保険金額が保険価額をこえる場合は、保険価額）を限度にお支払いします。 
臨時費用保険金	損害保険金がお支払される場合（臨時費用不担保特約が付帯されている場合を除きます）	損害保険金の額×30% 〔1回の事故につき300万円が限度〕
残存物取片付け費用保険金	損害保険金がお支払される場合	取り壊し費用、清掃費用等の実費 〔損害保険金の額×10%が限度〕
損害の防止軽減のために要した費用	損害保険金がお支払される事故で損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合	実費〔保険金額（保険金額が保険価額をこえるときは、保険価額）から損害保険金の額を控除した残額が限度〕
お支払できない主な場合	●戦争、変乱、原子力危険による損害 ●国・公共団体の公権力の行使（差押え・没収等）による損害 ●使用による自然の消耗、変質、変色、ねずみくいによる損害 ●保険の目的の瑕疵による損害 ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意・重過失、被保険者と同一世帯の親族の故意による損害 ●保険の目的を加工する場合、加工着手後に生じた損害 ●保険の目的の電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害 ●台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害 ●紛失、置き忘れ、詐欺・横領による損害 ●専門業者による修理・清掃作業中の作業上の過失・技術の拙劣に起因する損害など	

主な特約の種類	特約の内容
●協定保険価額特約	保険の目的の再取得費用を保険価額とすることができます。
●臨時費用不担保特約	臨時費用保険金を不担保とする特約です。現金または商品を保険の目的とする契約には、原則付帯されます。
●修理付帯費用保険金担保特約	火災、落雷、破裂・爆発の事故によって保険の目的に生じた損害の原因調査、点検、調整、試運転、仮修理等の費用（居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）のうち、当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いする特約です。
●地震・噴火危険特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって保険の目的に生じた損害をお支払いの対象とする特約です。
●水災危険担保特約	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災によって保険の目的に生じた損害をお支払いの対象とする特約です。

●このリーフレットは、商品の概要を説明したものです。契約の内容は普通保険約款・特約条項によって定まります。ご不明の点は、取扱い代理店、営業店にお問合せください。	お問合せ先・取扱い代理店	引受保険会社 ニューインディア保険会社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-2 丸の内三井ビル901 TEL: 03-3214-4711 (代) URL: <a href="http://www.newindia.co.jp">http://www.newindia.co.jp</a>
--	--------------	--